

平成 2 7 年度
監 査 結 果 報 告 書
(後 期 定 期 監 査)

東大阪市監査委員

目 次

監査結果報告書

監報第 19 号	1
----------	-------	---

教育委員会事務局 教育企画室、人権教育室、教育総務部、
学校教育部、東大阪市立日新高等学校

監報第 20 号	19
----------	-------	----

学校園 (池島中学校、盾津東中学校、
池島小学校、北宮小学校、
池島幼稚園、北宮幼稚園)

監 報 第 1 9 号

平成28年3月25日

東大阪市監査委員 柴 田 敏 彦

同 牧 直 樹

同 西 田 和 彦

同 鳥 居 善太郎

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象部局

教育委員会事務局

教育企画室

2 監査の実施期間

平成28年1月13日から平成28年3月25日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に平成27年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、平成27年度の定期監査の重点項目として定めた①財産管理 ②契約事務 ③未収金対策の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

未利用地の有効活用について

当室で所管している行政財産において、市が防災広場用地として土地開発公社から引き取った土地のうち南上小阪の土地 3 筆合計 982.25 m²について、長期間にわたって未利用のまま保有されており、一部土地内に物置が設置されるなど不法占有されているものが見受けられた。

- ① 適正に管理されたい。
- ② 早期に有効活用に向けた検討を行われたい。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象部局

教育委員会事務局

人権教育室

2 監査の実施期間

平成28年1月13日から平成28年3月25日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に平成27年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、平成27年度の定期監査の重点項目として定めた ①財産管理 ②契約事務 ③未収金対策の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

1 補助金交付事務について

- (1) 当室では、市立学校園における人権教育の振興を図るため、「教育委員会人権教育室所管教育研究団体補助金等交付要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、当室所管の教育研究団体に対し補助金を交付している。

ところで、要綱第4条に基づき、補助金等実績報告書に添付する書類として収支決算書、事業報告書の提出を義務付けているが、領収書（写し）の添付は求めている。

より市民の納得、信頼が得られる透明性の高い補助制度とするため、経営企画部が規定している「団体に対する補助制度運用基準」に基づき、実績報告への領収書等（写し）の添付を義務付けるよう要綱の見直しを検討されたい。

- (2) 本市では、補助金等の予算執行の適正化を図るため、補助金等交付規則（以下「規則」という。）を制定し、補助金等交付の基本的事項を定め一般的な手続き等を規定している。

ところで、当室が継続的に交付している「朝鮮文化に親しむ東大阪子どもの集い」実行委員会（以下「委員会」という。）に対する補助金については、補助金の交付を受けようとする委員会からの交付申請により、その都度補助金の必要性を記載し、起案処理をしている。

基本的事項等は規則に定められているものの、当該補助金の交付目的等事務処理の透明性の確保のためにも、補助金交付に係る規定の策定を検討されたい。

2 契約事務について

「第19回東大阪市人権教育研究集会」の開催に際して、随意契約を締結しプロジェクターを借り上げている。

ところで、この契約について、契約締結の起案が行われていない。

適正な事務処理をされたい。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象部局

教育委員会事務局

教育総務部 総務課、施設整備課、学校給食課

2 監査の実施期間

平成28年1月13日から平成28年3月25日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に平成27年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、平成27年度の定期監査の重点項目として定めた ①財産管理 ②契約事務 ③未収金対策 の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

総務課

1 契約事務について

契約事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 市立幼稚園の機械警備等を委託契約している。
 - (ア) 受託業者は提供するサービスの一つとして巡回サービスを行うとし、巡回時間帯、回数、経路及び点検すべき項目の詳細は、市と協議のうえ別途定めると仕様書に記載されているが、協議の結果が文書で取り交わされていないもの。
 - (イ) 受託業者にカードキーを預託しているが、預かり証が発行されていないもの。
- (2) タクシー乗車券使用契約で、契約書に「契約解除の申し出が無いときは、引き続き効力を有するものとして、更に1年間延長し、以後もまた同様とする。」と定められており、平成22年度から自動更新されているもの。
- (3) 公共工事等暴力団対策措置要綱第9条に定められている暴力団の排除に関する条項が、契約書に記載されていないもの。

2 住居手当の認定について

教育委員会専決規程では、扶養親族の認定及び通勤手当受給資格の認定は課長専決と定めているほかは、職員（教職員を除く。）の手当の認定は、特殊な事項に係るものを除き、部長専決と定めている。

ところで、住居手当の認定は課長決裁で行われていた。

適正な事務処理をされたい。

施設整備課

1 消防施設の整備について

点検業者から提出された市立学校園に係る消防用設備等点検結果報告書において、消火器未設置、誘導灯の機器不良、屋内消火栓設備の表示灯破損、消火栓ホースの経年劣化等の不良や不備があるとの報告が見受けられた。また、消防署からも、不良箇所に関しては早急に改善す

ることと指示されている。

速やかに適切な施設整備を図られたい。

2 公有財産台帳の記載について

財務規則第 140 条において、各部等の長は、公有財産台帳を調整し、その実態を明らかにしておかなければならないと定められている。

ところで、学校園の土地、建物に関する公有財産台帳において、記載事項の変更の記帳が欠落しているものがある。

台帳の整備を行い、公有財産の適正な管理に努められたい。

3 郵便切手の購入について

学校園で使用する郵便切手については、当課で各学校園への調査（郵便切手受払簿、郵便切手調査票）により年度当初に年間必要枚数を一括で購入し、各学校園に配分している。

ところで、各学校園の年度末の残高について、年間払出額の 9 倍超に相当する額の切手を保有している学校園が見受けられた。

学校園の実情把握を行い、効率的な予算執行を図られたい。

4 行政財産使用料の減免事務について

当課では、日新高等学校厚生施設運営委員会に対し、生徒の福利厚生を目的として、厨房室と購買部及び飲料水の自動販売機 4 台の設置場所について行政財産の目的外使用許可を行っている。これらのうち厨房室と購買部については使用料の 95%を減免し、5%の使用料を徴している。

ところで、自動販売機設置については全額免除している。

- ① 行政財産使用料条例に照らして適当であるかどうか検討されたい。
- ② 自動販売機設置に係る使用料全額免除の現状に照らし、飲料水の販売価格の減額に努め、生徒の負担軽減を図られたい。

5 契約事務について

契約事務締結起案に、随意契約理由が明記されていないものが見受けられた。

平成 22 年度の定期監査でも指摘しているが、適正な事務処理をされたい。

学校給食課

1 公有財産台帳の記載について

財務規則第 140 条において、各部等の長は、公有財産台帳を調整し、その実態を明らかにしておかなければならないと定められている。

ところで、当課が管理している学校給食センターの土地の一部を平成 26 年度に土木部へ移管しているが、記載事項の更新が行われていない。

台帳の整備を行い、適切な管理に努められたい。

2 中学校夜間学級給食事務について

市立中学校夜間学級の生徒の健康増進及び就学奨励を図るため、パン、牛乳による補食給食を実施し、その経費は教育委員会が負担している。

ところで市立中学校夜間学級給食実施要綱第 11 条に基づき、学校長から教育委員会への実績報告書（以下「報告書」という。）が提出されているが、報告書の数量より納入業者から提出された「月間供給数量確認証」の数量が下回るものが見受けられた。

納入数量及び喫食数の学校での確認と、報告を受ける当課での確認において、適正な事務処理を行われたい。

3 学校給食会補助金交付事務について

学校給食用物資の調達、供給等を行うため設立されている公益財団法人東大阪市学校給食会に対し、その円滑な運営に資するよう補助金を交付している。

ところで、平成 26 年度補助金交付決定書における補助対象経費と、年度終了後に提出された実績報告書における補助対象経費が一致していない。

補助金交付決定どおり執行されるよう、当該補助金交付に係る規定を策定し、補助金交付目的、対象経費、手続き等を明確にするなど、適正な事務処理を行われたい。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象部局

教育委員会事務局

学校教育部 学事課、教職員課、学校教育推進室、教育センター

2 監査の実施期間

平成28年1月13日から平成28年3月25日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に平成27年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、平成27年度の定期監査の重点項目として定めた ①財産管理 ②契約事務 ③未収金対策 の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

学事課

1 奨学資金貸与事務について

当課では、就学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のために学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び大学の修学が困難な者に対し、奨学資金貸与条例に基づき奨学資金を貸与している。

この奨学資金の回収事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 平成 27 年 12 月 31 日現在の奨学資金貸付金に係る返還金の収入未済額は、118,681,970 円となっている。

また、収入未済額の年度別残高は、平成 24 年度 97,499,670 円、平成 25 年度 95,699,970 円、平成 26 年度 101,927,170 円であり、増加傾向となっている。

通知、電話、訪問による回収を行っているが、返還金は次の貸付希望者の原資となることから、引き続き未収金の回収に、より一層の努力をされたい。

- (2) 平成 25 年 3 月に債権回収に係る「奨学金督促マニュアル(案)」を作成し、その内容に基づき督促事務を実施しているが、案のまま活用されている状態が続いている。

今後の未収金回収の手法を徹底するためにも早急な事務処理をされたい。

- (3) 返還金のうち、今年度に残額を繰り上げて返還された分について、調定がなされていない。

適正な債権管理を行うため、収入の都度調定する事務処理をされたい。

2 就学援助費過払いに係る返還金の収入未済額について

当課では、児童生徒就学援助条例に基づき、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行っている。

就学援助の認定を受けた保護者に対し、7 月下旬に就学援助費 1 年分を一括して支給しているが、途中で認定を取り消したときは、既に支給した就学援助費を返還させている。

この就学援助費過払いに係る返還金（以下「返還金」という。）の事務について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 当課では、支給した年度に返還されないまま未納となっている返還金の調定について、

全て収納後の「事後調定」として事務処理を行っている。

返還金の状況を正確に把握し、回収を確実にするため、「事前調定」へ変更されたい。

- (2) 平成 28 年 1 月 25 日現在の返還金の収入未済額は、平成 22 年度以降の発生分だけでも 771,174 円に上っている。

当課では、収入未済金について「事前調定」を行っていないことから、学事システムにより返還額を整理しているが、平成 15 年度以前の返還額にはあいまいなものも見受けられ、正確な返還金額が把握されていない状況である。なお、このため不納欠損処分も行っていない。

平成 24 年度の定期監査でも指摘しているが、公債権である返還金の適正な債権管理を行い、収入未済金の早期回収により一層努力されたい。

3 私立幼稚園協会補助金交付事務について

本市では、補助金等の予算執行の適正化を図るため、補助金等交付規則（以下、「規則」という。）を制定し、補助金等交付の基本事項を定め一般的な手続き等を規定している。

ところで、当課が継続的に交付している私立幼稚園協会補助金については、規則を根拠に補助金の交付を受けようとする私立幼稚園協会の交付申請により、その都度補助金の必要性を記載し、起案処理している。

規則はあくまで継続性のない一般的な補助金交付の根拠となるものであり、当該補助金は、その性質から独自の根拠に基づく交付が望ましく、事務処理の透明性確保のためにも、補助金交付に係る規定の策定を検討されたい。

4 契約事務について

契約保証金について、契約書に財務規則第 117 条第 1 号により免除と定めているが、履行保証保険証書が提出されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

教職員課

学校園保健会補助金交付事務について

学校保健の振興を図るため、学校園保健会に対し、運営費補助金を交付しており、その手続きについて学校園保健会運営費補助金要領（以下「要領」という。）を定めている。

また、市の「団体に対する補助制度運用基準」では、市職員が支出団体の事務局業務を行う場合には、公務と団体事務を明確に区分して執行し、団体会計の取扱いにおいては、帳簿や残金について複数の者が定期的に確認することなどの注意事項が定められている。

この補助金交付事務において、以下のとおり留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 補助金の交付を受ける学校園保健会が保管しておくべき市からの補助金交付決定通知書が2通存在し、いずれも当課の簿冊に綴られているもの。
- (2) 要領に基づき学校園保健会から市に対し提出されている実績報告書において、学校園保健会の監査報告書の原本が添付されているもの。

学校教育推進室

1 教育研究会活動支援事業の実施について

教科・領域等で設けられる教育研究会で行われる教育実践を進め、教職員の指導力の向上等の目的のため、市立幼稚園・小・中学校に勤務する教職員により構成された教育研究会活動支援事業について実施要綱を定め、教育研究会の会長と委託契約を締結し実施している。

この教育研究会活動支援事業で、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 一部の研究会において、研修会等実施の際の茶菓子や飲料水、また、報告者の教職員への謝礼とする菓子の購入代金が委託料の多くを占めているものが見受けられた。
事業の主旨に沿った、適正な事業執行を図られたい。
- (2) 事業完了後に、領収書（写し）等の書類を添付した実施報告書を提出させることになっているが、受領した領収書（写し）に領収日付や但し書等が未記入のものが見受けられた。
受領した書類について確認を怠ることなく、適正な事務処理をされたい。

2 クラブ活動運営費補助金交付事務について

学校教育活動の充実を図ることを目的として、クラブ活動運営費補助金を市立中学校及び高等学校に対して交付している。

ところで、補助金交付の翌年4月30日までに、領収書（写し）等の書類を添付した実施報告書を提出させることになっているが、領収日付や但し書等が未記入の領収書（写し）を受領しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

3 愛ガード運動推進事業の実施について

通学園時の園児・児童・生徒の安全確保に資するため、地域の子どもは地域で守るための活動として愛ガード運動推進事業を実施するため、小学校区で組織する愛ガード運動推進委員会に事業委託している。

この愛ガード運動推進事業（以下「事業」という。）で、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 事業は平成17年度から実施され、委託料の算定基礎は実施当初の各地区の活動実績等をもとに算定され、現在に至っている。

10年を経過し活動実績等も変化していると考えられることから、算定基礎の検証を適宜行われたい。

- (2) 事業完了後に、領収書（写し）等の書類を添付した実施報告書（以下「報告書」という。）の提出を求めている。

ところで、これらの報告書について、あて名や但し書等が未記入の領収書（写し）が添付されたまま受領しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

4 資金前渡通帳について

財務規則第42条において、資金前渡職員は前渡資金について金融機関に預け入れなければならないと定められており、前渡資金については、会計管理者に預金口座等を届けた専用の通帳で管理されている。

ところで、この資金前渡通帳に前渡資金ではない金銭が入金されていた。

前渡資金の出納保管状況を明確にするためにも、資金前渡通帳はその用途にのみ使用されたい。

5 「子ども安全パトロール」事業の実施について

市立小学校における校内の警備等を行い、児童等の安全確保を図る「子ども安全パトロール」事業を要綱及び細則を定め実施している。

ところで、「子ども安全パトロール」事業実施要綱細則で、小学校数の減少による変更（54校から53校に変更）を行い、平成27年4月1日付で施行しているが、その起案が作成されていない。

適正な事務処理を行われたい。

教育センター

1 契約事務について

当センターでは、公用車として電気自動車を使用するため電気自動車賃貸借の単年度契約を締結しているが、別に締結している覚書には継続契約の条項があり、覚書と契約書の規定が異なるときは覚書を優先して適用するものとするとの記載がある。

契約書と覚書の整合性を図るなど適正な事務処理をされたい。

2 公用車の管理について

当センターでは自動車2台、原動機付自転車2台、自転車9台の車両を管理している。

このうち原動機付自転車の一部には長期間使用していないものが見受けられた。これらの車両については、自動車損害賠償責任保険料等を支払っている。

経済性、効率性の観点からも、適切な車両管理を行われたい。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象部局

教育委員会事務局

東大阪市立日新高等学校

2 監査の実施期間

平成28年1月15日から平成28年3月25日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に平成27年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、平成27年度の定期監査の重点項目として定めた ①財産管理 ②契約事務 ③未収金対策 の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

1 公印について

教育委員会公印規則（以下「規則」という。）第 3 条の規定により、公印の名称、書体、寸法等は別表第 1 で、ひな形は別表第 2 で定められている。また、規則第 9 条の規定により、使用公印については公印台帳に登録しなければならない。

ところで、当校で使用している 4 個の公印のうち 1 個の公印について、別表第 1 に規定されている寸法と異なっているとともに、公印台帳に登録されていない。

使用の寸法の公印が必要であるならば、規則の改正を行うなど適正な事務処理をされたい。

2 契約事務について

契約事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 当校では、福祉ベッドの賃貸借の随意契約について、財務規則第 108 条の規定により 3 者より見積書を徴している。

その見積り合わせのために徴した見積書で、3 者の内の 2 者の見積書が原本ではなく写しであり、日付の記載が無いもの。また、契約締結に際して徴した見積書についても写しであり、日付の記載が無いもの。

- (2) 使用料及び賃借料のリース物件にあつては、契約予定金額が 80 万円を超える施行起案について調度課への合議が必要となっているが、合議されていないもの。

3 郵便切手の管理について

郵便切手は金銭と同様にその出納を遅滞なく記録し、その残高を明確にしておくべきものである。

当校では備付け受払簿に受払記帳をし、毎月末に切手残高の確認を行っているが、受払簿に記載された切手残高と実際の切手残高に同金種で約 100 枚の差異が生じているのが見受けられた。

適正な切手の管理をされたい。

監 報 第 2 0 号

平成28年3月25日

東大阪市監査委員 柴 田 敏 彦

同 牧 直 樹

同 西 田 和 彦

同 鳥 居 善太郎

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象学校園

池島中学校、盾津東中学校

池島小学校、北宮小学校

池島幼稚園、北宮幼稚園

2 監査の実施期間

平成28年1月26日から平成28年3月25日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に平成27年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、平成27年度の定期監査の重点項目として定めた①財産管理 ②契約事務 ③未収金対策の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、各学校園において学校長、幼稚園長及び関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

1 薬品の管理について（施設整備課所管）

学校園において理科の実験に使用する薬品の中には、児童や生徒に多大な被害を生じさせる恐れがあるものもあるため、厳重に管理することが求められる。

これらは通常理科準備室にある保管庫等で管理されているが、この保管庫等を調査したところ、使用中でないにも関わらず、一部鍵が閉まっていないもの、また、鍵の壊れているものがあった。

児童や生徒たちの安全確保には厳に留意され、適正な薬品管理をされたい。

（盾津東中学校）

2 学校園教育活動支援事業について（学校教育推進室所管）

学校園の教育活動を支援し、教育力を総合的に高めるため実施する学校園教育活動支援事業に関し、市は学校園長が会長を務める研究会と委託契約を締結している。

ところで、この学校園教育活動支援事業に係る事務について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- （1） 委託を受けた各学校園は、会計年度終了後、「学校園教育活動支援事業実施要領」（以下「要領」という。）に定めるところにより、実施報告書、事業報告書及び収支決算書を市に提出しなければならない。

ところで、過年度において実施された事業に係る収支決算書において、一部事実と異なる記載が見受けられた。

事務処理の透明性確保のためにも、適正な事務処理をされたい。（北宮小学校）

- （2） 委託を受けた各学校園は、要領に基づいて市に提出する収支決算書とともに、経費の支出を明らかにする領収書等の写しも市に提出しなければならない。

ところで、学校園で保管している領収書において以下の不備のあるものが見受けられた。

各学校園には事業者から適正な領収書を徴するとともに、市においては受領した書類について確認を怠ることなく、適正な事務処理をされたい。

- （ア） 領収書に日付のないもの。（盾津東中学校、池島小学校、北宮小学校）

(イ) 領収書のあて名がないもの。(盾津東中学校、池島小学校、北宮小学校)

(ウ) 領収書に但し書がないもの。(盾津東中学校、池島小学校)

(エ) 領収書のあて名が研究会長名ではなく学校名となっているもの。

(盾津東中学校、池島小学校)

3 学校施設の使用について (施設整備課所管)

学校施設を使用する者は、市立学校園使用条例施行規則 (以下「規則」という。) に基づき教育委員会の使用許可を受けるとともに使用料を納めなければならない。

ところで、この学校施設の使用に関する事務において、学校施設使用許可書が交付されていないものや、使用料について納付されていないにもかかわらず、規則第4条の規定に基づく減免の申請及び決定の手続きが行われていない事務処理が見受けられた。

各学校園には、地域との連携を図り、施設が幅広く地域に活用されるよう、実情に合わせた管理手法を検討され、適正な事務処理をされたい。(盾津東中学校、池島小学校)

4 出納員事務について (学事課所管)

幼稚園長は、預かり保育料の収納事務について出納員に任命されている。

この出納員事務について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

(1) 財務規則第206条の7において、出納員は現金出納簿を備え付けなければならないと定められているが、現金出納簿が備え付けられていないもの。(池島幼稚園、北宮幼稚園)

(2) 預かり保育料の領収書(園控え)に押印された領収印が不鮮明なもの、二重押しされているもの。(北宮幼稚園)

5 預金通帳の繰越金について (教職員課所管)

学校園においては、市からの補助事業や委託事業等の受払口座として、複数の預(貯)金通帳を保管管理している。

ところで、これらの通帳の中には、預金利息に係るもののほか以前からの繰越金が通帳に残っているものが見受けられた。

適切な整理が必要と考えられることから、その整理方法について検討されたい。

(池島小学校)

6 トライアルスクール推進事業について (学校教育推進室所管)

学校園における教育改革の進展を図り、特色ある学校づくり及び教育効果を循環させていくしくみづくりを推進し、本市の学校教育を充実するため実施するトライアルスクール推進事業に関し、学校園長が委員長を務め、教職員により構成する推進委員会が受託している。

ところで、学校園で保管している領収書において不備のあるものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 領収書に日付のないもの。(北宮小学校)
- (2) 領収書に但し書がないもの。(北宮小学校)
- (3) 領収書にあて名がないもの。(池島中学校)